

令和7年度 第2回 南大隅町議会定例会 9月会議 会議録 (第3号)

招集年月日 令和 7年 4月28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 7年 4月28日

開 議 令和 7年 9月17日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し

出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 田中明郎議員	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：(11番)大坪 満寿子 議員 (12番)浪瀬 敦郎 議員
 職務の為の出席者：(議会事務局長)黒木 秀 局長 (書記)平瀬戸 ゆかり 書記
 (書記)木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑 博 町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	浪瀬 哲也 課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	古殿裕一郎課長	税 務 課 長	戸島和則課長
支 所 長	馬場修一支所長	町民保健課長	百枝千尋課長
会 計 管 理 者	佐藤ひとみ課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	総務課総務係長	原 琢 磨 係 長
建 設 課 長	下大川司課長	総務課財政係長	若松勝男係長
デジタル推進課長	柴田智明課長		

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 7年 9月17日 午前 10時39分

議 事 日 程

(質疑、討論、採決)

- 日程第 1 議案第 19 号 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 2 議案第 20 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 議案第 21 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 4 議案第 22 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 5 議案第 23 号 令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 6 議案第 24 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 7 議案第 25 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 8 議案第 26 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件
- 日程第 9 議案第 27 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 10 議案第 28 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程、報告、質疑)

- 日程第 11 報告第 11 号 令和 6 年度健全化判断比率について
- 日程第 12 報告第 12 号 令和 6 年度資金不足比率について

(議案上程、説明、質疑、特別委員会付託)

- 日程第 13 認定第 1 号 令和 6 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 14 認定第 2 号 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 15 認定第 3 号 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 16 認定第 4 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 17 認定第 5 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 18 認定第 6 号 令和 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 19 認定第 7 号 令和 6 年度南大隅町水道事業会計決算について認定を求める件
- 日程第 20 認定第 8 号 令和 6 年度南大隅町下水道事業会計決算について認定を求める件
- 日程第 21 議員派遣について

▼ 開 議

議長（木佐貫徳和議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 議案第19号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第1、議案第19号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番（上之園健三議員）

一般会計予算書16ページの2目商工振興費に計上してございます報償費並びに需要費の件についてですが、説明を受けた中では、移動型商店街の買い物支援実証事業ということでございましたが、この実証事業の終わられた後、結果の後に町からの委託方式による人件費、車両代、燃料費等含めた中の委託方式による移動販売というのは検討されないかをお伺いします。

町長（石畑博町長）

今回、実証の分で予算をお願いしております。現場でも町民方々の声を聞いたりして、どういった方向がいいかということを見極めていかなければなりませんけれども、一般質問でも一部お答えしましたけれども、今、町内でいわゆる移動販売をされてる方、2者がありますけれども、1者の方がもう年齢的に厳しいということもありまして、その地域におきましては大変この買い物等にも影響が出ているように聞いております。

まだ最終的な結論としては、今後、事業者の方々等の意見も聞いていかなければなりませんけれども、まず可能な限りは移動販売という形ができていくのが、それぞれの移動販売としての業として成り立っていくのが一番いいかというふうに思います、まずは。

その後の段階では、もう宅配、配達ですね、こういった形に方向性としては持っていくようになるのかなということ、いわゆる販売品のロスとかもなくなるわけですので、方向的、長期的な部分では、私の考えとしてはそういった流れを考えております。

3 番（上之園健三議員）

では、そうした宅配も含めた中で検討される中で、その業務というのは町からの委託というふうに考えてよろしいですか。

町長（石畑博町長）

まだそこまでは考えてはおりませんが、いわゆるどういった方々がしたほうが一番効率がいい話なのか。

ただ、移動販売で回ることと、今度は宅配をする時に、いわゆる今コープさんがされてる形がいいのか、それとも、もう注文した物を個々の家に届ける登録制にする形がいいのかという部分の内容なんですけど、可能な限りは業として届ける部分を委託して行って、働く場を確保するのがいいのかなということも思っております。

ただ、そういった部分の確保ができなければ、一番最終的には町直営ですることとも最終的にはしなければならぬのかなという考え方を持っております。

3 番（上之園健三議員）

最後ですが、民間でやります移動販売になりますと当然、儲けという言い方はおかしいでしょうけれども、売り上げに欠けるわけですので、最小限必要経費は町で見る方向の委託方式というのを私は要望いたしたいんですけども、今、町長の答弁にありましたように、ゆくゆくの先を見た中でこの実証事業も含めた中で是非検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（木佐貫徳和議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 2 議案第 20 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 2、議案第 20 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 3 議案第 21 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 3、議案第 21 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 4 議案第 22 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 4、議案第 22 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありました。補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番（水谷俊一議員）

今回、繰越金として前年度繰越金 1 千 3 百 99 万 1 千円が 7 年度予算に繰入れられているのですが、前年度 6 年度でこの繰越金として提示がないのですが、その辺の理由等をお聞かせ願えればと思います。

町長（石畑博町長）

今おっしゃいましたとおり、今の流れの中では、いわゆる担当課のほうもこれまでの流れを踏襲したような形でのそういった運用でありました。

財務規則等々を含めても駄目ではないんでしょうけれども、運用の在り方についても今繰越金での適用がよかったのか、新たにまた一般財源からの繰入れなのか、それとも、いわゆる繰越金としての留保等々の色んな運用もあると思いますけれども事案の経緯を総務課長に答弁させます。

総務課長（古殿裕一郎課長）

今、町長が申しましたとおり、予算の立て方といいますか、まず当初予算では 1 千円の繰越金を計上しております。

そのあと、6 年度の出納閉鎖期間を経まして、そのあと繰越額が確定しましたら、その額をあと今その間に留保額として持っております。そこを歳出予算が出たときに歳入予算として計上するというようなやり方を取っているところでございます。

7 番（水谷俊一議員）

令和 6 年度補正予算の第 5 号だったと思いますが、最終になります。ここで減額補正がなされております。1 億 2 千 5 百 68 万 5 千円、そのうちに 8 千 2 百 59

万円を基金繰入れとしている。その残りの残額を留保されているということですが、5月末で出納閉鎖ということで閉鎖されます。

ただ、9月にいつもこの償還があるということをお聞きします。であれば、7年度予算として今回も償還するわけですので、留保ではなくてもうこの時点で減額補正が修正が確定した時点で次期繰越金としてやはり私は上げるべき。これを6年度分として6年度の会計の中で支払われるのであれば留保で全然構わないかもしれませんが、今回7年度の予算として償還がなされるわけですから、7年度予算に繰入れがなされないことにはお金をどっから持ってこようがないと思うんですね。だから、これを6年度から、はい持ってきましたというのはちょっと如何なものかな。

その前に、やはり6年度予算の中できっちりと7年度予算の中に次期繰越しをしておく。次期繰越金がたねの千円ではなくて、今言った残額をもう繰越しして必要な分の償還をその中から行っていくというのが妥当ではないのか。

今まで我々も前回のこの6月の専決の時に何故という部分もあったんですが、気づかない部分もあるんですが、やはりしっかり考えていくと、7年度予算として使うのであればしっかりと留保よりは7年度予算に組み込む、繰入れをするというのが正しいやり方ではないかと私は考えます。その辺のお考えありましたらお聞かせ願えればと思います。

町長（石畑博町長）

確かに年度をわたったあとに発生する費用でありますので、本来は3月会議において、その段階で額の確定があれば概数値でもいいですので、繰越明許費としての措置をとって正しく年度ですべきだと思います。

ただ、額の確定の時期が、いわゆる出納閉鎖までの期間等も考えると確定しないことから、今回もちょっとチェックをしてみましたら、これまでも同じ形でやっていることから、また次年度以降につきましては、今、水谷議員がおっしゃいましたことを踏まえて、予算の適正な執行に財務規則等を見て執行をしていきたいというふうに思います。

議長（木佐貫徳和議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 5 議案第 23 号 令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 5、議案第 23 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正

予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和7年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第24号 令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第6、議案第24号、令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 7 議案第 25 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 7、議案第 25 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 8 議案第 26 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 8、議案第 26 号、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 26 号は、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件でございます。

本案は、特用林産物出荷加工センター設備整備事業のための事業費 7 百万円を内容とする横別府辺地総合整備計画、郡へき地診療所設備整備事業のための、事業費 7 百万円を内容とする郡辺地総合整備計画を計画策定するものでございます。

なお、本件につきましては、鹿児島県関係機関と協議済みであることを申し添えますご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 9 議案第 27 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 9、議案第 27 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 27 号は、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に資するための措置が取られるように、本条例における、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 28 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 10、議案第 28 号、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 28 号は、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、弾力的な部分休業の取得を可能とするため、本条例における、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 28 号、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 28 号、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 11 報告第 11 号 令和 6 年度健全化判断比率について
- ▼ 日程第 12 報告第 12 号 令和 6 年度資金不足比率について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 11、報告第 11 号、令和 6 年度健全化判断比率について及び、日程第 12、報告第 12 号、令和 6 年度資金不足比率について、以上 2 件について、一括して報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

報告第 11 号及び第 12 号について、一括してご報告申し上げます。
報告第 11 号は、令和 6 年度健全化判断比率についてであります。
本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告するものでございます。
令和 6 年度の健全化判断比率 4 指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、前年度に引き続き、比率無しとなり、実質公債費比率につきましては、前年度より 0.4 ポイント低下し、9.8%となったところであります。

次に、報告第 12 号は、令和 6 年度資金不足比率についてであります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

水道事業会計、下水道事業会計ともに、前年度に引き続き、比率無しとなったところであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

2 件一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

- ▼ 日程第 13 認定第 1 号 令和 6 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 14 認定第 2 号 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 15 認定第 3 号 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 16 認定第 4 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 17 認定第 5 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 18 認定第 6 号 令和 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 19 認定第 7 号 令和 6 年度南大隅町水道事業会計決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 20 認定第 8 号 令和 6 年度南大隅町下水道事業会計決算について認定を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 13、認定第 1 号、令和 6 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 20、認定第 8 号、令和 6 年度南大隅町下水道事業会計決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

認定第1号から認定第8号までは、令和6年度南大隅町一般会計及び特別会計、並びに、公営企業会計の決算について認定を求めるものであります。

認定第1号は、令和6年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第2号は、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第3号は、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第4号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第5号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第6号は、令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、

認定第7号は、令和6年度南大隅町水道事業会計決算について認定を求める件、

認定第8号は、令和6年度南大隅町下水道事業会計決算について認定を求める件、

以上、8件の決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定、及び、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて認定に付しますので、ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

8件一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第8号については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号の8件については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付

託して、審査することに決定しました。

引き続き、決算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっています。全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

10 : 29

～

10 : 35

(決算審査特別委員会 委員長・副委員長選任)

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における互選の結果を報告します。

委員長に大坪満寿子議員、副委員長に松元勇治議員が互選されましたので報告します。

▼ 日程第 21 議員派遣について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第 123 条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

9 月会議において議決されました議案の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

令和7年度9月会議を閉会されるにあたり、一言お礼を申し上げます。

9月8日から本日まで10日間の日程でございましたが、お願いいたしました全ての議案を可決いただき感謝申し上げます。

今回、一般質問におきましては、9名の議員から19問36項の町政全般多岐にわたるご質問を頂き、それぞれの立場でご意見、ご助言を賜りましたので、引き続き、小さい町だからできることに間断なく反映させていきたいと考えております。

また、本会議におきましては、令和6年度に係る各会計の決算を上程させていただきましたが、引き続き、収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、議員各位から賜りました多くの政策提言を成就させつつ、生活用品も物価高騰の中、町民皆さまにおかれましても日々の生活課題も多い中ではございますが、町民の皆さまに喜んでいただける町づくりを目指して町政運営に努めてまいります。

議員各位におかれましては、引き続き、町政推進に対する変わらないご指導、ご支援を賜り、地域課題も非常に多い中ではございますが、議会と執行部の両輪で町政発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位がご自愛の上、益々ご健勝で本町発展のため、私を含め職員へのご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、9月会議終了のお礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（木佐貫徳和議員）

以上をもちまして、令和7年度南大隅町第2回議会定例会9月会議を散会します。

散 会 : 令和7年 9月17日 午前 10時39分